

## 「安楽寺領注進状案」の復元 (二)

岩 元 修 一

On the Restoration of Anrakuji-ryō Tynshin-jō An (2)  
 (the Inventories of Landed estates on the Anrakuji Temple)

Shūichi IWAMOTO

本稿では、(一)の検討をふまえて、③の錯簡、そして年月日に関わる問題について考えよう。

1

錯簡について具体的に指摘しているのは、管見の限り『大日本史料』第六編十七、五七六頁以下のみであるが、その復元についてはなお検討の余地が残されていると思う。そこでの復元とは、(1)「榎木寺島地壱町 長岡田島式丁」から「二所社 稲光内」までの部分を「筑前国々衙」内の「大祖社」と「上座郡朝鞍寺領勝福寺免田」の間に入れる、(2)「筑前国々衙」内の「雖為 當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領之」から「門上村」まで(ここは、「筑後国関係」の所領であり、以下、この部分を〔筑後国関係〕と称す)を、「筑後国一円」内の「櫛原庄藤田別府」と「石田庄」の間に入れる、(3)「筑後国全部八前ノ筑前国ノ次ニ」入れる、というものである。(1)については、この史料刊行の段階でY箇所(一―六頁)が不明であった点に留意する必要があるが、この部分はそのままの場所に残すべきだと思う(後述)。(2)については、筑後国関係として一括する視点は継承さ

れるべきであるが、「石田庄」が筑後国関係とみられることから、〔筑後国関係〕の入る場所については再検討の必要がある。(3)については、この「筑後国全部」に「嶋分寺」「石田保」(以下、「壱岐嶋分」と称す)が入るのかどうか不明である。ただ、「筑前国」に「筑前国々衙」の項も含むと考えれば、前述の検討を経た後の「筑前国ノ次」とは「上座郡朝鞍寺領勝福寺免田」と「肥前国一円」の間ということになるので、「筑後国一円」の入る場所としては適当だと思う(後述)。では、次に国の記載順序を中心にみよう。③の前欠部分を②で補いつつ考えると、〔筑前国↓筑前国々衙↓〔筑後国関係〕↓肥前国↓肥後国↓豊前国↓豊後国↓薩摩国↓日向国↓大隅国↓壱岐嶋分↓〔筑前国関係〕〔西山妙見寺 諸岡別府〕から「村地頭職 合屋窪垣」まで)↓筑後国↓〔壱岐嶋分関係〕となっている。肥前国から豊後国までの記載順からみても、肥前国より前は、筑前国々衙を一応はずすと〔筑前国↓筑後国〕の順であったとみられる。また、国の記載順序を考えたと際に「一」で示したように筑後、筑前、壱岐嶋分関係については当該国分と別の箇所に記載された部分があり、これらをもとに復元することが課題となる。そこで、一国内の記載項目に注目しよう。豊前を例にとると、正木喜三郎氏の指摘<sup>(1)</sup>のように〔一円↓半不輸↓(雖為) 當宮根本御領(下略) ↓將軍家御寄進↓當御代御寄進〕の順に記載されている。もちろん、国によってこの項目のあり方

は異なるが、筑前、筑後、肥前、肥後、豊前の五ヶ国の記載順はこれを原則としている。

右の点を念頭において、③の「筑前国々衙」より前の部分をみよう。②を補って考えると、ここは筑前国一円↓半不輸、の部分で、「雖為」当宮根本御領(下略)以下の記載項目がないことに気付く。この点で、②と③の異なる点として述べた(a)の問題点(一)―(六頁)が注意されなくてはならないと思う。一方、「筑前国関係」の部分には將軍家御寄進、当御代御寄進、の項目がある。

(筑前国関係)をどこに入れるか、いくつかの想定が可能だが、ここでは右に述べた一国内の記載項目の順序という原則に従い、「筑前国々衙」と切り離し、筑前国関係として一括すると、「筑前国々衙」と「二所社 稲光内」の間に(筑前国関係)をもつてくることになる。この場合、「筑前国関係」の最初の行である「西山妙見寺 諸岡別府」の部分で「半不輸」の箇所の一部とみなし、「(雖為) 当宮根本御領(下略)」の項目は当初から存在しなかった、またはすべて脱落して現在伝わっていない可能性を考えるか、あるいは「(雖為) 当宮根本御領(下略)」の項目の最後の一行のみが「西山妙見寺 諸岡別府」として残ったと考えるか、検討の余地が残されている。参考までに記せば、「(雖為) 当宮根本御領(下略)」の項目は、正木氏の指摘<sup>(2)</sup>によると一円、半不輸と区別された不知行を示していると考えられ、「押領」を前提とした部分であるから、もしこの部分に含まれるとすると、「諸岡別府」への「押領」の注記は必要ないようにみえる。もちろん、このように考えた場合、肥後国の一例(「祇園社」)のように例外があるが、これを特例としてみれば、「(筑前国関係)」にみえる「諸岡別府」の「押領」の注記に注目して、「西山妙見寺 諸岡別府」を「半不輸」の項に入れる見方が可能性が高いかもしれない。

次に(筑後国関係)について考えよう。これは、「筑後国一円」の部分と一括すべきものである。前述の記載項目順序の原則に従うと、「筑後国一円」は「石田庄」までであり、そこには「一円」と「半不輸」の項目がみえ、「筑後国関係」の方にその後の項目が続いているので(將軍家御寄進)がみえないが、「筑後国一円(石田庄)まで」は「上座郡朝鞍手領勝福寺免田」と「雖為 当宮根本御領(下略)」の間に入るものといえよう。

最後に、「(巻岐嶋関係)」について考えよう。これは、具体的には「嶋分寺」と「石田保」である。すでに検討した結果をふまえると、「(巻岐嶋)」から「嶋分寺」の間部分は移動しているので、ここに「(巻岐嶋関係)」を一つにまとめることがで

きたことになる。

推測を重ね、また記載のあり方自体も含め検討すべき点が残されているのではないかとと思われるが、以上の結果を最後に「復元案」として示そう。なお、③は②等を参考にして、②は③を参考にしてそれぞれ改めたところがある。

## 2

ここで、(一)でもふれた年月日に関する問題について検討しよう。「大日本史料」第六編十七、五八四頁は、「本文書日付ノ下ニ写之云々トアリテ、観応三年二月ハ注進ノ年月ナリヤ、書写ノ年月ナリヤ詳ナラズ、今姑クコ、ニ収ム」と注記している。

まず、「之を写すと云々」の「云々」から考えよう。石井進氏の指摘<sup>(5)</sup>によると、「云々」は、普通いわば一種の引用符の末尾を示し、ということだ、の意という。とすると、③のもとになったある安楽寺領関係の所領目録には、年月日が記されていない点にも注意しよう。しかし、③のもとになったある安楽寺関係の所領目録が、現在の③の前欠部分を含み錯簡のない状態で作成されていたと考えると、この目録は提出されたであろうか(正木注(一)著書三〇六頁参照)。(A)提出されたとなると、年月日が記されたと考えられるから、「云々」に注目すると、この場合、この提出された正文とは別に年月日のない完全な所領目録案の作成(「写之」)・伝来を考えなくてはならない。この問題を考えるとき、太宰府天満宮文書に伝わる年月日欠の太宰府政所牒<sup>(6)</sup>が参考になると思う。一方、(B)提出されなかったとすると、やはり「云々」に注目して、この場合この作成された所領目録の正文に年月日が記されず伝来した可能性が考えられよう。

では、観応三年二月日という年月日をとどのように考えることができるだろうか。(A)の想定に立つと、この所領目録案の成立したとき、(B)の場合、この所領目録の作成されたとき、と一応考えることもできそうであるが、(A)・(B)どちらの場合も伝来したはずの所領目録(案)には当初、年月日が記されていないか、また、ここで想定したのであるから、はたしてこの年月日を信じてよいのか、また、いつ、誰がこの年月日、そして「写之云々」を記入したのか、といった疑問が生じるのである。これらの点については今後の検討にまつしかなければ、最後に、史料②、③、そして関連史料によって年月日を確定できないか、考えてみよう。

「弥永小金丸」の割注をみると菅原道真の命日(二月二十五日)の法会である御  
 閑日会<sup>7)</sup>について「(米)廿五日」(②、③)とみえており、ここから二月を想定し  
 たものであろうか。また、③には「凶徒」「御方」「一色入道<sup>(道敷)</sup>」という区分があり、  
 「當御代」「將軍家」の区分がある。これは、正木氏の指摘によると九州宮方(凶  
 徒)、足利直冬方(「御方」)、當御代、足利尊氏方(「一色入道」)、將軍家)と  
 いう区分を示しており、九州で直冬が太宰府へ入っていたのは貞和六・觀応元年<sup>(直冬方)</sup>  
 (二三五〇)六、七月から觀応三・文和元年(二三五二)十一月の間とみられるの  
 で、③の記載内容と觀応三年という年号との間に問題はない。さらに、太宰府天  
 満宮文書觀応元年(二三五〇)六月日付で③の「屋形原村」の割注に「去年以来」  
 押領と記される飯田左近將監集が一色道猷の命令をうけて天満宮和歌所への沙汰  
 付を行い請文を提出している。觀応二年(二三五一)三月には直冬が鎮西管領と  
 なり一色方との対立を深めていく。とすると、右の「屋形原村」の割注にある「去  
 年」を觀応二年と考えるならば、少なくともこの割注は觀応三年の時点での記述  
 とみることができそうである。

以上、ここでは③にみえる「觀応三年二月日写之云々」という記述について検討  
 を加え、「云々」という記述に注目して①、②、③のもとになったある所領目録(案)  
 には成立当初、年月日が記されていなかった可能性を述べ、いつ、誰が「觀応三  
 年二月日写之云々」という記述をしたのかという点については今後の検討をまつし  
 かないけれど、現存史料によって觀応三年二月、という年月日を導くことができ  
 るのではないかということ述べた。

3

〔復元案〕

天満宮安楽寺御領一円半不輸庄々燈油田等目録

一 筑前国一円神領

安志岐御封并甘山村

寺辺并秋山島地

小中庄付焼山

長尾庄

土師庄

板持庄

夜須御封同甘木村

粟田庄

阿江庄付内野

紫田庄

席田庄

多々良庄

博多庄付中濱

桑原庄

塩濱庄

高来寺

大浦寺

桶田杉瀬領

一切経会田<sup>号侍嶋并志波田村</sup>

石門郷内般若寺

竹園寺

庄内田地

廊子村<sup>今佐志將監杜家訴之</sup>

那珂郡須久村武末名

村馬公廨

大利村内末次名廣院常燈料所

同村内燈油田資時跡

弥永名燈油并仁王講田<sup>上切候</sup>

村<sup>御靈社常燈料所</sup>

□□内庚申講田<sup>人押領之子細</sup>

□□田壹町<sup>御領院塔</sup>

那珂東西郷

弥永小金丸<sup>黒柳入道并小吉松次郎監妨之間、米廿五日御閑日會、万燈油已下神事節會所役等退転云々、</sup>

恒用名

御笠東西郷

小金丸名

榎木寺島地壹町

下座郡

得瀬田地七町

嘉麻郡

不動丸并小太郎丸

半不輸<sup>上切候</sup>

郡内田地

同郡内今當村

入部庄付内野

井田庄

仁王講田

報恩寺

榎寺并吉園名

九輪園

東院敷地<sup>在觀世音寺東</sup>

月忌村

香園寺

席内院清里名

水城空閑

上座郡朝鞍寺

長田中村

屋形原村<sup>常燈料所、去年以来一色入道二人左近將監謀押領之(公)</sup>

花園村

山城田地壹町余

長岡田島貳丁<sup>屋敷一ヶ所</sup>

草四郎町壹町

嵯峨院御寄進之<sup>(後脱)</sup>

同郡内杷木郷内<sup>石王丸稻次金丸名等</sup>

席内院重久名

弥富名

岩門郷十一面供料所

酒殿村七宴席御供料所

二所社

西山妙見寺

一將軍家御寄進之

下座郡地頭職長日仁王殿若經料所

大隅庄地頭職御靈社寄進之

猪野庄獄田御靈社

感田内葉丸同社

當御代御寄進之

上切候  
村地頭職御靈社

一筑前国々衛正應三年公家御寄附之

蜷城村

上座郡勢樂寺

上切候  
郡米林寺

夜須東郷河嶋菩提寺

稻富燈油

大祖社若檜山衆徒押領也、

上座郡朝鞍寺領勝福寺免田

一筑後国一圓

高樋庄付鶴木空閑  
又上浦空閑

小河庄凶徒押領

竹野庄并高家院

下妻庄凶徒押領、

吉田庄付仁王講田  
同之、

坂田庄同之、

飯得  
得飯庄同甘木  
凶徒押領、

忠別府同之、

觀興寺同之、

夜部山同之、

三緒次郎丸名

三奈木郷長日十一面供料所

下座郡内幸泉名

関田村御供料所

稻光内近年為燈油料所安房前入道寄進之、

諸岡別府二条帥大納言家御寄附、  
坂本二四禪師澄印近年押領、

遠江寺

同四ヶ名寄進

依井村御靈社

怡土庄内桜井・得光兩名職吉良上総  
入道寄進、

合屋窪垣大和守跡

怡土郡義得別府

席田郡今田村

同東郷河邊村

槽屋敷梨郷極樂寺

吉益燈油

江門庄付新田

綾野庄同之、

白桑村一条入道作人飯田次郎九郎入道押領、

長田庄同之、

大墓庄同之、

青木庄

北水田庄凶徒致遠乱

樂得別府同之、

竹園寺同之、

大般若田

上切候  
吉兩村関東寄進之、

鱒坂庄五郎丸名関東寄進之、

三瀨庄内吉祥今村凶徒大村小太郎押領、

幸泉村燈油田

半不輸

三毛北郷

大城村凶徒押領、

榎原庄自去年凶徒押領、

石田庄近年聖福寺諫合之、

雖為當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領之

上妻郡紫部庄

同郡鳥形山

當御代御寄進所

門上村御靈社寄進之、

一肥前国一圓

小倉庄

幸津庄

神邊庄同壹方村

米多庄

藤織庄凶徒押領之、

牛嶋庄同片多江村

上切候  
野庄

曾祢崎庄内談議田

半不輸  
上切候  
戸倉光御方押領之、

牛原御領同之、

荻生野 同之、

巨勢庄

雖為當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領所

清法寺

藤木村

基肆中山井天台寺

上浦空閑唐院夏供米供所

同南郷

忠見別府同之、

藤田別府同之、

同郡葛野庄

生葉郡八尻

同郡鳥形山

同郡葛野庄

同郡鳥形山

上切候  
保郷

將軍家御寄進所

曾祢崎庄地頭職長日大般若経料所

一肥後国(一圓脱々)

玉名庄凶徒押領、

片俣領同之、

飽田南郷既田同之、

半不輸

田口庄別府同之、

弥生庄 同之、

佐野庄 同之、

當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領所

祇園社同之、

一豊前国一圓

副田庄上切候

瀬村

半不輸

窪郷内野田光行名

雖為 當宮根本御領、地頭御家人甲乙輩令押領

城井横溝等四箇所

將軍家御寄進之

堅鳴庄遍智院眞言堂長日護摩供料所

當御代御寄進之

夏焼庄内友清次郎丸兩名御靈社寄進之、  
窪庄地頭職本主餘類押領之、

副田庄地頭職鳴津上総入道跡凶徒押領、

山田庄地頭職内貳拾餘丁岩松左近將監義繼寄進之、

一豊後国一圓

大肥庄

眞幸庄不知行、

一薩摩国

国分寺近年依動乱社役退轉

大路曲庄同之、

富庄同之、

惠良庄同之、

赤星庄同之、

田鳴庄同之、

同新庄

同新庄

津江山雖有根本神領號、當山專當押領之、

山門庄雖有神領號、近年社役退轉、

一日向国

馬関田世上動乱不知行

一大隅国

小原庄雖有神領號、不徒社役

壹岐嶋(從)

鳴分寺

石田保席院七宴席會料所

右、大略注進如件、

觀應三年二月日寫之云々、

温宮同之、

横河院將軍家御寄進也、

都維那大法師實會

寺主大法師幸祐

上座法橋上人位聰慶

権修理別當法眼和尚位

上切候政

(注)

(1)、(2)、正木『大宰府領の研究』(文献出版、一九九二年)三〇三頁。

(3)、この(一)は、京都国立博物館文化財修理所の説明(吉原弘道氏の御教示による)。

(4)、若干付言しよう。池畑裕樹「大宰府天満宮の古文書・古記録の調査研究及び保存」(昭和五十三年度「大宰府地域の歴史及び文化遺産の調査研究並びに保護」報告書)所収、以下、池畑氏の御教示を得たところがある) 十二頁に記された九州大学附属図書館蔵「(仮題)「大宰府天満宮所蔵文書写」全六冊」は、同図書館保存書庫に所蔵の「福岡県神社史料」中の六冊であるが、この中に、「大宰府神社旧社領地名」(卷一之五)があり、これには(一)一六頁で述べたX箇所は基本的に含まれていないとみられ、部分的に豊後、薩摩関係の地名もみえる。また、これによると、「同国嘉麻郡不動丸村小太郎村」(同国同郡内田地 嵯峨院御寄附)、「同国同郡来林寺村」(同国志麻郡稻富村)と記されている。この「社領地名」は同じものが「高原謙次郎文書」(大宰府市史編纂室蔵写真版による。閲覧に際し同市史編纂室の御高配を得た。)にもある。

伊藤常足の門人伊藤道保(遠賀郡中間村の総社宮神官)の長男保親の弟子でもあったという江藤正澄(『福岡県史通史編福岡藩文化』(一九五頁以下)は、明治期天満宮の大宮司ともなっていて天満宮との関わりが知られる(前掲池畑論文参照)が、九州大学附属図書館に所蔵する江藤正澄関係史料のいくつかを

瞥見した限りでは③関連史料はない。今後、江藤正澄と天満宮史料との関係について詳細な検討が必要であろう。

(5)、石井「平家没官領と鎌倉幕府」(『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年) 一五頁。

(6)、川添昭二「太宰府天満宮の古文書」(『天神絵巻』太宰府天満宮、一九九一年) 一五頁。『図録太宰府天満宮』(太宰府顕彰会、一九七六年) 一一六頁に写真所収。

(7)、吉原弘道氏の御教示による。

(8)、正木注(1) 著書三〇二一六頁。

(補注)

一つの有力な考え方として、「筑前国関係」と「筑後国一円」の項を一括して移

動させることもできよう。その場合、「筑後国一円」の次に「筑前国関係」が続くので、「筑前国関係」は「筑前国々衙」の項に接続すると考えることも可能である。なぜ、この考え方をとらなかったのかといえは、「筑前国関係」の最初の行にある「諸岡別府」に「二条帥大納言家御寄附」とみえ、「正応三年公家御寄附之」とされる「筑前国々衙」の項にこのような寄進の所領を一括してよいのか、判断に迷ったからである。

〔付記〕末尾ながら小論をなすにあたり御教示をいただいた方々、関係機関各位にお礼を申し上げる次第である。なお、(二)の一章は第二十三回太宰府市史研究会(一九九三年十一月六日)での発表をもとにしている。当日、貴重な御意見をいただいた方々に謝意を表する次第である。

(平成七年九月二十五日受理)

(宇部工業高等学校社会教室)